

令和4年6月16日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	香西 貴弘	委員	藤田 貴裕
副委員長	柏木 洋志	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	関口 博		

○委員外出席者

陳情者	大久保 誠
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	まちの振興課長	田代 和広
副市長	竹内 光博	(兼) 特命担当課長	
		ごみ減量課長	清水 紀明
資産活用担当課長	小宮 智典	都市整備部長	北村 敦
行政管理部長	藤崎 秀明	基盤整備担当部長	中島 広幸
情報管理課長	吉田 公一	都市計画課長	町田 孝弘
(兼) 新型コロナウイルス感染症 自宅療養支援室主幹		道路交通課長	中村 徹
職員課長	中道 洋平	国立駅周辺整備課長	関野 達也
検査担当課長	江村 英利	富士見台地域まちづくり担当課長	三澤 英和
健康福祉部長	大川 潤一	教育次長	橋本 祐幸
地域包括ケア・健康づくり 推進担当部長	葛原千恵子	教育総務課長	石田 進
生活福祉担当課長	左川 倫乙	教育施設担当課長	島崎 健司
健康増進課長	高橋 昇	(兼) 新学校給食センター 開設準備室調整担当課長	
新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	古川 拓朗	公民館長	清水 周
生活環境部長	黒澤 重徳		
(兼) 防災安全担当部長			
(兼) 健康福祉部参事			

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

◇

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第16号 中2丁目マンション新築工事に関する陳情
- (2) 第31号議案 国立市公衆便所設置条例を廃止する条例案

2. 報告事項

- (1) 令和3（2021）年度施策等評価結果報告書及び市の対応について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について
- (3) 第2次国立市循環型社会形成推進基本計画第2期目標の見直しについて
- (4) 旧国立駅舎東西広場・円形公園整備基本方針（案）について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第16号	中2丁目マンション新築工事に関する陳情	4.6.16 採 択
第31号議案	国立市公衆便所設置条例を廃止する条例案	4.6.16 原 案 可 決

午前10時開議

○【香西貴弘委員長】 おはようございます。昨日は8時19分まで重要な審査がさきの委員会でも行われておりました。また、本日も重要な審査が続きます。何とぞよろしくお願いを致します。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る4月1日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いしたいと思います。

市長部局について、まずお願いを致します。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。令和4年4月1日付人事発令によりまして、出席説明員に変更がございましたので、市長部局の出席説明員について、まず紹介をさせていただきます。

最初に、政策経営部でございます。資産活用担当課長、小宮智典でございます。

次に、行政管理部でございます。情報管理課長、吉田公一でございます。職員課長、中道洋平でございます。検査担当課長、江村英利でございます。

次に、健康福祉部でございます。生活福祉担当課長、左川倫乙でございます。健康増進課長、高橋昇でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、古川拓朗でございます。

次に、生活環境部でございます。まちの振興課長、田代和広でございます。

次に、都市整備部でございます。道路交通課長、中村徹でございます。生活環境部まちの振興課長と兼任となりますが、特命担当課長、田代和広でございます。富士見台地域まちづくり担当課長、三澤英和でございます。市長部局は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○【香西貴弘委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育次長。

○【橋本教育次長】 続きまして、令和4年4月1日付人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、御紹介させていただきます。

教育総務課長、石田進でございます。教育施設担当課長を兼ねて新学校給食センター開設準備室調整担当課長、島崎健司でございます。公民館長、清水周でございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○【香西貴弘委員長】 以上で説明員の紹介を終わります。

ここで、次の議題に関係しない説明員の方は御退席いただいて結構でございます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第16号 中2丁目マンション新築工事に関する陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第16号中2丁目マンション新築工事に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元でございますとおり、資料を配付したいとの申出がありますが、これらを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なし。それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いを致します。

○【大久保誠陳情者】 おはようございます。本日は陳情の機会を頂き、ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

じゃ、陳情いたします。中2丁目マンション新築工事に関する陳情。

陳情の趣旨。私たちは、国立市中2丁目3番5ほかに建設予定の(仮称)国立市中2丁目マンショ

ン新築工事（事業主、積水ハウス株式会社）の近隣住民です。これまで、本計画について事業主、設計者と話し合いを重ねてまいりましたが、いまだ到底解決には至っておりません。

このため、国立市まちづくりの基本理念に基づき賢明な御判断をお願いしたく陳情書を提出し、お力添えをお願いする次第です。

本陳情書を提出するに至りましたのは、本建築計画が近隣の環境や住民生活に影響を及ぼすおそれがあるとともに、国立市民が長年にわたり築いてまいりましたまちづくりの文化を根底から覆すかもしれないとの危惧からであります。

残念ながら、現状、事業者は聞く耳を持たないとの雰囲気は察せられ、ただ単に法的手続のみで暴走しかねないとの観点から善処をお願いする次第です。

詳細につきましては、以下のとおりでございます。

2021年2月15日を第1回とし、2022年1月29日を第3回とし、過去3回の住民説明会が行われました。

この間、住民はことごとく、より一層低層化への要望、日照権侵害の改善、風害対策、プライバシー侵害のおそれなどによる、それぞれの改善を要望してまいりました。

その結果、社に持ち帰って検討するとの約束を頂きました。

また、この間、住民は、改善への要望として、2回にわたり国立市当局を通じ、改善のための意見書を提出しました。2回目の意見書は108通にも及びました。

かつ、建設反対の署名は、提出当時は760名だったんですが、現在831名に達しております。

上記改善を要望いたしました理由は、まさに下記のとおりでございます。

①本物件用地はもともと個人住宅として長年にわたって住まれていた2階建ての建物が建っていた場所であり、当該用地面積は僅か464.42平方メートル、約140坪という狭い土地であります。

②本物件の北側は第一種低層住居専用地域に隣接し、さらに西側の市道との境界は一部僅か50センチの位置に建設しようとしているため、既述の恐ろしい生活上の日照権侵害、激しい風害、圧迫感による生活環境の破壊におののいているのが、中の会住民のほとんどでございます。

③なおかつ、本物件に連なる富士見通り北側商店街、住宅は主として2階から3階の建物で構成されており、本物件が建設されたときは非常に高い建物、10階建ての建物になることは自明であります。

昨年6月23日に開催の国立市まちづくり審議会でも、出席有識者の10人中、半数以上が高さについて同様の指摘があり、中には6階ぐらいが適当との意見もありました。

④また、富士見通りは東京都富士見百景の1つに選ばれた市民の貴重な財産でもあり、これへの影響も問題です。

⑤私どもが言うまでもなく、国立市は著名な故佐野善作学長と故堤康次郎氏が共に学園都市を発案し、今日まで何代にもわたって培ってきたまちづくりの文化があります。

このことにより、都心はもとより、近郊から国立に住みたいという移住をもたらし、市民の大きな誇りになっております。

⑥しかし、事業主は去る2022年1月29日の第3回住民説明会において、建物の高さは11階建てから10階建てへの変更のみ、36.9メートルから33.12メートルへの変更及びプライバシーの観点からバルコニーの縮小ほか小規模変更を示すのみで、これ以上の変更は受け入れられないとの回答に及びました。

これを受け、本年3月25日及び4月27日に、有識者3名による2回の調整会が実施されましたが、

依然として事業者は私どもの悲痛な叫びに理解を示そうとせず、かつ、国立市まちづくりの基本理念、すなわち歴史的に育まれてきた町並みと環境を守り育て、後世に引き継いでいくということを基本理念としなければならないとの条例も、言わば無視し、一方的に建設に着手するのではないかと懸念し、本陳情に及んだ次第で、ぜひ採択をお願いいたします。

このため、以下具体的に陳情いたします。

陳情事項。①当該物件に連なる商店街との連続性に配慮した高さ並びに景観確保にふさわしい、より一層の見直しを事業者に要望することを願います。

②北側及び近隣住民に対する日照、風、プライバシー並びに日常生活に及ぼす影響の軽減が実現できるよう事業者に要望することを願います。以上です。よろしく願います。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。次に、陳情者に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 地域の皆様にとっては生活環境についての陳情を頂き、ありがとうございます。何点か陳情者の方に確認とお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回の陳情案件については、地域市民の皆様の生活環境に一番大切な課題であり、その対応は難しいと思いますが、地域の皆さんの気持ちとしては、何とか近隣市民のことを考え対応していただきたいとのことだと思います。建築主の方との話し合いには無理があるとの思いからの行為と受け取ってよろしいですか。

○【大久保誠陳情者】 はい。そうです。

○【石塚陽一委員】 そこで、建築主と皆様の話し合いは、この先は見通しが全然つかないという状況になっているということでもよろしいんですね。

○【大久保誠陳情者】 話し合いは続けております。ただ、いいほうに進展する様子がかえらない。

○【石塚陽一委員】 なるほど。そういうふうには話は続けるけれども、いい方向に向かうことは難しいだろうと。

また、今回の建築物の中で近隣市民の皆様が望む一番の期待はということからいきますと、マンションの高さ、あるいは北側、西側に位置する方々の日照権だと。そしてまた、西側の私道との間隔が50センチしかないという課題が提起されておりますけれども、そのようなことを踏まえて、総合的にこれからも話を続けていきたいという考えですね。

○【大久保誠陳情者】 そうです。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうしますと、法的に適合する建築物であるとの理由で、さらなる交渉というか、話し合いに建築主が応じないために議会のほうでこの陳情を採択していただいて、何らかの力を貸していただきたいということで理解してよろしいですか。

○【大久保誠陳情者】 まさにそのとおりです。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。

○【柏木洋志委員】 では、まず陳情を上げていただいてありがとうございます。私からも幾つか質疑させていただきたいと思います。

まず1点は、陳情事項を見ると大きく2点あって、国立らしい町並みの保護という観点、あと生活環境の保護という観点の2つがあるかと思います。

この間、調整会ですとか、説明会ですとかされているということがありました。今、他の委員の質疑でも、今後の展望が持てないというところもありました。この間、事業者、もしくは市になるのかもしれませんけれども、どういった話があったのか、もしくはなかったのかという経過みたいなどこ

ろを伺ってもよろしいですか。説明会の際にこういうことを要望されたということで、それに対する何かアクションみたいなのがあったのかどうかというところ、特になかったのであればもうないでいいんですが。

○【大久保誠陳情者】 説明会において、彼らは一方的にこれ以上の高さの変更はできないという話と、あと僅かな、ごまかすじゃないですけど、軽微な変更でこちらに提示してきているような形で、これ以上大きな変更は難しいという答えでした。

○【柏木洋志委員】 分かりました。事業者が若干の変更を加えるというのはよくある話なのかなと思いますけれど、住民からしたら生活環境が壊される、もしくは悪化するのではないかという懸念というのは本当に大きなものであって、なおかつ、国立らしい町並みという観点でも頭1つぬきんでたマンションが建つというのは、大きな影響があるのかなと私は推察するところであります。

特に、今、机上にあるものについて見てみると、頭1つぬきんでているというか、2倍、3倍ぐらいの高さになるんじゃないかという見立てもできるというところでは、商店街、またあそこについては富士山も天気がいいときには見えるという環境なので、そこら辺は重視すべきではないのかなと思うところであります。

そこで伺いたいのは、この間、陳情書にも書いてあるように署名に取り組みされたということでありました。中の会以外の方々にも多分お願いしているのかなと思うんですけども、そこら辺——そこら辺と言ったらちょっと失礼な言い方になっちゃいますけども、周辺のほかの方々の反応であるとか、どういう意見があるのかというのをちょっと伺ってもよろしいでしょうか。

○【香西貴弘委員長】 柏木委員、周辺って言われている周辺というのは、ごめんなさい、これ、私が挟んで申し訳ないですけど、要するに、例えば市外とかという意味ですか。

○【柏木洋志委員】 そうしたら、もう一回いいですか。近隣住民にしましょうか。

○【香西貴弘委員長】 近隣住民以外という意味ですか。

○【柏木洋志委員】 近隣住民であるとか、もしくは署名に取り組みんだ方々の御反応であるとかということですね。もう一回話していいですか。失礼いたしました。ほかの方々の反応については、近隣住民、この署名に書いてあるのが全てということであれば、全てなんでしょうけども、近隣住民であるとかというところの反応ですね。

○【大久保誠陳情者】 私が知っている限りでは、高いマンションに賛成するような方は全くいなくて、全員が反対という感じです。印象として。

○【小川宏美委員】 本日はありがとうございます。1行目から最後まで、本当にさすがに国立市民の出される陳情のレベルの高さというか、周到だなと思って感銘を受けています。今回の議会にはたくさんさんの陳情が出ている中の1本として誠実に受け止めて、私も対応していきたいと思っております。

まず、事業者の対応について伺いたいと思います。1ページ目から事業者は聞く耳を持たないであるとか、しかしながら社に持ち帰って検討するとの約束を頂いたとありました。住民の皆さんが事業者に感じられる誠実さというのは、感じられているんでしょうか。

○【大久保誠陳情者】 初めのうちは、誠実にというか、話をきちんと聞いていただいているような印象はあったんですが、2回、3回重ねているうちにそういうふうには感じなくなりました。

○【小川宏美委員】 ですから、この2ページ目の7行目にある約束を頂いたというところは、だんだんその約束に感じられていた誠実さが非常に薄まってきて、ほとんど今は聞く耳を持たないように思われているということがよく分かりました。

そして、陳情には意見書が108通に及んでいることや、今回の署名数がさらに増えて760から831に広がっていることを知りまして、本当に頭が下がる思いであります。日頃、皆さんでどんな署名の集め方をされているのか、活動の一端を伺わせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○【大久保誠陳情者】 協力者がいまして、協力者の方々と1軒1軒回ってポスターをお見せして御理解いただいて、署名を頂いたり、あと国立市内であったり、それ以外でも内容を確認していただいて、それに反対していただく方も多いので、それで署名を頂いています。

○【小川宏美委員】 1軒1軒、本当に回られていらしたということです。この天候が不安定なときに、雨も多いですし、1軒1軒回って丁寧に説明して、署名をこれだけ集めているというのは本当にまれに見る活動だなと思って敬服しております。ありがとうございます。

そして、次に伺いたいのは、陳情事項にも入っています「商店街との連続性に配慮」とあるその商店街です。この地域におけますと北側商店街、富士見通りは北側商店街になるんでしょうけども、そちらとの連携というのはどのように捉えているのでしょうか、伺います。

○【大久保誠陳情者】 協力というか、お話は聞いていただいております。

○【小川宏美委員】 連携を取っているということが分かりました。中の会の住民の皆さんや商店街との連携の上で、今回の陳情が出されているということですね。分かりました。

もう1つ最後にですけれども、審議会を皆さん傍聴していらっしゃったのを私も拝見していましたが、その中の有識者の10人中、半数以上が高さに今回問題があるのではないかの指摘があり、6階ぐらいが妥当というふうに意見があったと書いてありました。私も今日その場所を通って見てきましたけれども、西側の株式会社サトウの後ろ側から来ると、南側にもマンションは建っていますし、あそこに建つと、西側から来る通りからは先が見えないなという感じがして、非常な圧迫感を想像したんです。皆様の中には何階ぐらいか、あの場所に建てるのであれば適当というお考えはあるんでしょうか。あれば教えてください。

○【大久保誠陳情者】 特に何階建てという話はなくて、とにかくより一層高さ及びプライバシーとか、全てにおいて見直しをしていただきたいということで。

○【藤田貴裕委員】 陳情いただき、ありがとうございます。

お伺いしたいと思います。日照権侵害の改善、風害対策、プライバシー侵害のおそれなど改善を要望されたようですが、どのような内容を要望されて、また事業主はどういう回答だったのか、教えてくださいよろしいですか。

○【大久保誠陳情者】 要望はもちろん、多岐にわたっているような要望をしているんですけど、回答としてはこちらが納得いくような回答は全くなく、本当に軽微な変更で、窓の大きさをほんのちょっと小さくしましたとか、そのような、あとは塗装の色を変えたとか、そのような返答です。

○【藤田貴裕委員】 多くの方々がこの町並みを守りたいという思いと、実際住んでおられる方がそのような努力をしながら、富士見通り沿道のまちづくりというのはなされてきたのかなと思いますので、皆さんがどういう思いで今まで町並みを守ってきたのか、その思いを聞かせていただいてよろしいですか。

○【大久保誠陳情者】 思いというか、私、もう五十何年国立市に住んでおまして、ずっと同じところに住んでいるんですけど、もちろん国立市が大好きですし、この建物は国立市に合うとは思っていないものもありますし、それよりも何よりも直接的な日照権であったり、生活に影響を及ぼすことを軽減するように事業者をお願いしたいんですけど。

○【青木健委員】 どうも本日は陳情ありがとうございました。また署名、非常に多くの皆さんの御尽力を頂きまして、今のところ出しているのが831ということで、この活動については敬意を表したいと思います。

そこで、お伺いをさせていただきたいんですけど、この陳情書を拝見させていただいて、端的に陳情事項の①、②でいいますと、景観確保ということで申し上げられているのと、それと②ではより具体的、生活権の問題がうたわれているんです。皆様としてはこれは景観の問題と捉えられているのか、それとも近隣住民の生活権の侵害の問題というふうに捉えられているのか、それはどちらのほうが悪ウエートが大きいと考えたらよろしいのでしょうか。

○【大久保誠陳情者】 もちろん両方、思いはあるんですが、一番の気持ちとしては、やっぱり直接的に被害が及ぶということで、そちらのほうを事業者に変更してもらいたいという願いが一番です。

○【香西貴弘委員長】 すみません。申し訳ないですが、今の言い方で言うならば、2番の生活権のほうがという意味合いで捉えてよろしいのでしょうか。

○【大久保誠陳情者】 はい。

○【香西貴弘委員長】 ということだそうです。

○【青木健委員】 今の答弁で十分です。

すみません。それでは、何でこんなことをお伺いしたかということ、1点は、実は私の知り合いの方でも署名をしたという方がおられて、署名したと私のところに連絡が来たんです。こういうことで署名したから、青木議員も応援してねみたいなことと言われて、どういってお話だったんですかということ、聞いていたら、景観を阻害するということと言われて、生活権のことは言われなかったって言ったんです。それはその方その方によって様々な時間的な問題とかもあって、ちょっと落としてしまったのかなというふうにも思いますけど、代表である方が今の御答弁いただいたということで、私はちょっと安心をさせていただきました。

単に景観の問題だけで争っていきますと、実は国立市には、皆さんも御承知だと思いますけど、明和による大変不毛な紛争があったんですよね。そういうことにこの問題がなっちはいけないというのが私の一番の思いでありますので、しっかりと住民の皆さんの生活権が守られる変更がなされるためには不必要な争い、それからこれは質疑ですけど、今回、議会に陳情をされたわけですけど、これから特定の政治勢力や何かを皆様方がのみ込んでいって、反対の活動をされていくというお考えでこの陳情を出されているのか、それとも純粹に自分たちの生活権の問題というところに力点を置いてこの陳情を出されているのか、そのことを最後に聞かせていただきたいと思います。

○【大久保誠陳情者】 まず、政治的なというような、そんなのは全く思っなくて、紛争ももちろん求めていませんし、とにかく困っているんで、事業者に対して変更、こちらの要望することに応じてほしいという願いだけです。

○【青木健委員】 よく分かりました。ありがとうございました。

○【関口博委員】 陳情ありがとうございました。当初の計画が11階で、10階に変更されたというふうに捉えたんですけれども、これは最初に皆さんが要望して、それで返ってきた答えがこういう感じだったということなんでしょうか。11階が10階になったという。

○【大久保誠陳情者】 そうです。

○【関口博委員】 その後、誠実な対応が事業者のほうにあんまり見られなくなってきたということのようなんです。私の記憶がもし間違っていなければ、33メートル以上だとスプリンクラーが必要にな

ってくるので、いろんな紛争があったときに11階にしておいて、10階に下げて33メートル以下にして、スプリンクラーをなくすということで、事業者のほうは事業費を抑えるということがあったように記憶していたので、そのことについて皆さんに確認する必要はないかなと、行政のほうに確認すればいいかなと思うんですけども、そのような情報は何かありますか。

○【大久保誠陳情者】 私も仕事が建築関係なので、もちろん知っているんですけど、業者としては初めから10階建てで設計をして1回出して、もちろん10階建てのつもりでやっていて、下げたよというアピールをしたいただけかなというのは思いました。もちろん10階建てになると、スプリンクラーや何やらいろいろ法律が変わってきますので、初めから含んで計画していたんじゃないかなという印象は受けました。

○【関口博委員】 そうですか。そういう情報もきちっと持っていらっしゃるということで、ありがとうございました。

○【香西貴弘委員長】 以上で、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 では、当局のほうに何点か質疑をさせていただきたいと思います。

まず、行政当局としては、建築基準法や市のまちづくり条例などの諸基準にのっとって申請されたものについての対応としては、建築主と近隣市民の皆様による話し合いをお願いするという基本的な考え方は理解いたしますけれども、それ以外の道は何か考えられるのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 まちづくり条例の手續等、事業者の方には引き続き手續等を行っていただいております。今、委員さんのおっしゃられますとおり、建築主さんと近隣住民さんとの話し合い、それ以外に何か道はということでございますけれども、この段階におきましては、市としましてはその話し合いを丁寧に続けてお願いしていただけるというところが、スタンスかなと思っております。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。例えば過去にあった、さっきほかの委員の方もお話ししておりましたが、マンション建築時に話題になった景観問題や今回の立地を考慮した場合のマンション建築に伴う用途地域の見直しを考慮するような機会はなかったかどうかお尋ねいたします。

○【町田都市計画課長】 こちらの用途地域は、現在、近隣商業地域となっておりますけれども、こちらにつきましては平成元年の用途一斉見直しのときに、多くの市民の御要望を受けて、このような形になってきた経過がございます。確かに委員さんのおっしゃられますとおり、そのような過去はございましたけれども、現在までそのようなことには至ってないところでございます。

○【石塚陽一委員】 そうしますと、今回のこの狭い敷地に高層建物を建築した場合の車庫や緑地等のスペースの確保ということはどうにお考えかということで、これらの部分的課題については何らかの法的規制はないかどうかお尋ねいたします。

○【町田都市計画課長】 車庫や緑地等につきましては、国立市のまちづくり条例の中で一定の基準を設けております。今回の案件につきましては、十分協議した中でそれらの基準はクリアしている物件となっております。

○【石塚陽一委員】 分かりました。そうなりますと、建築物に隣接する近隣地域に生活する市民の皆さん方の取るべき施策はないということで理解してよろしいでしょうか。

○【町田都市計画課長】 今回の案件につきましては、各種基準、都市計画、建築基準法と合致しているものと認識しておりますので、あとは双方での丁寧なお話し合いになるかと考えております。

○【石塚陽一委員】 難しいですね。そうしますと、1つの考え方として、ベターではないかもしれませんが、地域住民の皆さんが建築主の方々との話し合いの中で何らかの策を求める手法として、例えば仮差押えみたいな法的訴えを考えるとということはどうなんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 市の立場と致しましては、裁判等は権利をお持ちになっているかと思えますけれども、そのようなことについて、市としましてはコメントは差し控えさせていただけたらと思います。

○【石塚陽一委員】 分かりました。非常に難しい課題だと思います。

そうしますと、これももしも今、私がさきに質疑したことを実行すると致しますと、その行為をした場合、好まない争いになったり、または事業遂行上の損害みたいなことから、逆の訴えも想定されるというふうに私は考えるんですけど、その辺りはいかがですか。

○【町田都市計画課長】 そのようなことは一般的には考えられるかと思えますけれども、そちらも含めまして、市としてはコメントは難しいものかと考えております。

○【石塚陽一委員】 分かりました。行政としては、それ以上のお答えが非常に厳しいのは私も理解できますけれども。そうしますと、表現が悪いかもしれませんが、骨肉の争いという大変な事態も迎えることになるのではなかろうかと推測されるわけです。

そこで、何とかよい解決策が模索できないでしょうかということ、今回の陳情が出ているわけですが、行政としてはこんなことをしたらとか、こういうふうな手法はどうだろうかという御提案いただけるようなものはないですか。

○【町田都市計画課長】 おっしゃられていることは十分理解させていただいておりますけれども、先ほどもちらっと申し上げましたが、法的に合致している案件につきまして、基本的にはこれ以上のというのがありますけれども、双方でのお話し合いになるかと思えます。近隣住民さんから頂いた御意見、御要望などについては、都度、事業者のほうへ的確にお伝えさせていただくなど、市としても精いっぱいのことばらせていただいているところかと考えております。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。あとは意見、取扱いの中でさせていただきますので、ありがとうございました。以上です。

○【小川宏美委員】 質疑させていただきます。今、あとは双方のお話し合いだと言ったり、精いっぱいやらせていただいていますって言いましたけど、今まだ審議会の開催中ですよ。ですから、なんか終わったような言い方ってやめたほうがいいと思うんです。市が関わっている、市が設置した審議会で、これまでで初めて国立市として行われている2度目の再諮問が行われているわけですよ。そこでの協議を私たち議員も今すごく注目しているわけですよ。ですから、なんか終わってしまったような感じとか、あとは双方だけのお話し合いだというふうにしては、今の発言は取り消すべきだと思いますよ。

というのは、これから市としてもこの審議会で新たにまた指導書を出すわけですよ。答申も出ますし。この間、答申がある程度まとまった、その答申がどうなるかも今注視していますし、これからそれを受けて、市として2度目の指導書を出すわけです。そこで、市がこれまでとは違う、非常に住民の方々の思いに沿った、あるいは要望に沿った指導書をどう市が出すのか、またその指導書に対して事業者がどのような見解を、これまでとは異なる、住民の方がより一層満足できる見解書を出すのか、その流れがまだ来ているわけですよ。

ですから、終わってしまったって何もできません、精いっぱいやらせていただきますという、あまりに

も滑った答弁は、私は真剣に審査しておりますので、ちょっと考え直していただきたいと思います。まず、そのことを申し上げます。

質疑に入りますけれども、本当に異例なこととして再諮問中です……

○【香西貴弘委員長】 小川委員、すみません、今のことに對して答えを得たほうがよろしいですか。

○【小川宏美委員】 お願いいたします。委員長ありがとうございます。ここでしっかり1回頂きましょう。もう終わったような言い方、今、現在進行形ですので、どう考えているか御答弁お願いします。

○【香西貴弘委員長】 ちょっとよろしいですか。すみません、ぐっといったときに対して、向こうも手を挙げられたり下げられたりということなので、しっかり、ゆっくり、きちっと確認しながら進めたほうが、お互いにとっていいんじゃないかと私は思いますので、こうさせていただいております。では、よろしいですか。都市計画課長。

○【町田都市計画課長】 お話合いの続きということで、お話合い、お話合いって単語を使わせていただきましたが、大変失礼いたしました。ここで、手続の流れと申しますか、今の立ち位置と申しますか、現状について、大変申し訳ございません、前後になりましたけれども、御説明させていただけたらと思います。

ただいま小川委員のほうからお話にありまして、ただいままちづくり条例の手続中でございます。先ほど私がもう残りは話し合いしかないということを申し上げましたけれども、大変失礼いたしました。まちづくり条例の手続の中で、今回、開発事業の手続の中のまちづくり審議会を先月の5月30日に開催させていただきまして、先ほど委員さんが再諮問とおっしゃられましたけれども、そこで2回目の諮問ということで、この案件についてまちづくり審議会に諮問させていただきました。5月30日に開催した中では、委員のほうから、答申書として、形としてはまだ日付的には出てきておりませんが、話の中でさらなるボリュームの低減等の答申が出る予定となっております。

したがって、市としましてそちらの答申を受けた中、検討して、さらなる指導書を事業者のほうに出す予定と今なっております。そのような状況となっております。失礼しました。

○【小川宏美委員】 市がやれることはまだまだあるし、事業者と住民で話し合ってくださいって、暗礁に乗り上げているから陳情も出ているわけだし、今、2度目の審議会が開かれているわけです。これからの動きを一刻一刻の変化とともに、それぞれの努力を私たちは注目しておりますので、今後のスケジュールで分かりました。ありがとうございます。

それで、審議会は市が設置して、市長が委員を委嘱している。審議会の第1回の答申が出されています。この答申は、私は入手していますけれども、公開の対象になっていないというのはなぜなのでしょう。ほかの審議会が出す答申というのは公開されていませんか。なぜここだけが開示されないのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 審議会から市への答申の公開ということでございます。私も全部の審議会を把握しておりませんが、答申というのは市が審議会のほうに意見を聴取ということで諮問したそのお返しということで、答申を市のほうに頂いておりますので、条例上それを縦覧するような条例の立てつけにはなっておりません。

したがって、答申を頂いて市がそれを検討して、指導書という形で出します。指導書については、条例の中で縦覧するような立てつけとなっておりますので、条例の中では答申の縦覧という項目はございません。しかしながら、開示しないとそういう代物ではございません。以上です。

○【小川宏美委員】 開示しないとかの代物じゃないって言うんですけど、すごく努力が必要なんですよね。市が設置した審議会が出した答申って、ある意味、住民の代表の意見ですよね。それが簡単に開示されない、縦覧されないというのは、ごみの審議会なども含めて、通常、私たち議員間にも示されるし、その答申を受けて、どのような次なる展開をするのかということがあるわけで、非常に大事なんです。このことは情報公開請求すれば見せてやる的な感じ、ここも非常に遅れていると思うんです。国立市の景観の条例の在り方として。その立てつけは変えたほうがいいと思いますけど、お考えどうですか。

私、このことは一般質問のときも聞いているし、この辺で他の審議会の案件なども含めて、自分たちの立場、立てつけがどのように旧態依然としているものなのか、認識はまだないですか。

○【町田都市計画課長】 まちづくり審議会の公開という意味では、全文の議事録のホームページ公開とか、あとその中での議事については公開させていただいております。答申書の公開については、少し考えさせていただけたらと思います。

○【小川宏美委員】 ぜひ考えていただきたいと思いますね。と申しますのは、ホームページを見て議事録を読みます。それは出ています。丁寧に読んでいます。答申がここで出されますって書いたその当の答申が読めないんです。というのは、それが問題だと言っているわけです。それは伝わっていると思います。

というのは、なぜ答申を問題にしているかって、そこに書いてある今回の開発事業の手続の際に、改めて審議会へ意見聴取を行うことというのは、そこに書いてあるわけですよね。今回の答申にそれが書いてある。これは本当に異例なことだし、通常は大規模開発と景観の開発届出が行われて、そこで審議会が行われたら、一定の指導書を出して見解が出たら、そこで終わりなんです。

だけれども、今回は何があったのかとか、かなりもめているわけですよね、実は。住民の方と事業者の間での意見が一致しない。暗礁に乗り上げてしまっているから、審議会としてももう一度開発事業の手続に入って、意見聴取をしろという意見を答申に載せたわけです。それを受けて市は、今回、開発の事業の手続に関する審議会を改めて、異例なことに、そして初めて国立市としては2度目の審議会を開いているわけです。答申の縦覧というか、ホームページ上の公開は速やかに行っていただきたいと思います。でないと、私たち結果が見えないんですよ。今回もまた、2度目の答申を出されますけど、それも公開がされないのであると、何がどう進んだのかが私たち分かりません。議会にも分かりません。それを分からず審議をここでしろと言っても、なかなか難しいんですよね。それは本当に要望しておきます。

今決まってないですよね。市長どうですか、この辺。議事録を読んでも、答申が分からないというのは困ったものですよね。市の在り方として。

○【香西貴弘委員長】 すみません。今の小川委員からの問いかけに対して、どなたがお答えになりますか。都市計画課長。

○【町田都市計画課長】 申し訳ございません。繰り返しになってしまいますけれども、議事録の公開は従前させていただいております。けれども、答申書のホームページ等へのアップは行っていないところがございますので、今後検討させていただけたらと思います。

○【小川宏美委員】 課長はそういうふうにおっしゃるんですけど、税金を使って行っている審議会の答申が縦覧されないということは、内部文書みたいな言い方をヒアリングのときもなされたんですけども、それ言うと逆に危ないですよね。だから非常に隠し事があるとか、住民には見せられな

いもの的な臭いが漂って、よくないと思いますので、ここは市としての改正を求めます。

では、今行われている開発事項の手続に関する審議会のスケジュールも分かりました。答申を受けた後、指導書を出していきます。これまでとは違う答申、住民の方は11階が10階になっただけでは満足できないと言っています。また、景観だけでなく生活権の問題、プライバシーの問題、そして様々な今回、交差点内に建設されるマンションであるということなども含めて、生活権が脅かされている問題に対して、新たなこれまでとは違う指導書が出せそうなんですか。そのところを伺います。

○【町田都市計画課長】 先月5月30日の再諮問、まちづくり審議会のほうから、書面としては今後になりますけれども、その進行の中で5つほど答申内容的なものがございました。1つはさらなるボリュームの低減、南側へのプライバシーの対応、あと配送車両の停止位置の検討、さらには近隣住民の信頼を得られるような説明をすること、風害調査の実施時期の検討、これが全て答申となって出てくるかはあれですけども、議事の中ではこのような答申内容で先日のまちづくり審議会は終了しているところでございます。

○【小川宏美委員】 質疑に答えてください。指導書のことを聞いているんですよ。そのことはこれまでとは異なる、住民の方により御満足いただける、生活権が脅かされない指導書になりそうなんですかと聞いたんです。

○【町田都市計画課長】 指導書につきましては、今後、審議会から提出されます答申書を受けて市の内部で検討してから、指導書として交付していきたいと考えているところでございます。内容につきましては、先ほど申しあげました内容のとおり答申が出てくるかは、本日は確定的なことは申しあげられませんが、そのようなことを受けて市の内部で検討し、どこまで指導ができるかについても、検討してから交付していきたいと考えているところでございます。

○【小川宏美委員】 そういう流れなんでしょうけれども、国立市としても審議会の叫びに近いそれぞれの委員の、そして福井会長の御意見も聞いていると思います。これは一般質問のときにも申しあげましたが、今の国立市のあるべき景観の姿と現状に差があり過ぎる。我々は手が届かない感情をもどかしく思っていて非常に辛い。これは審議会会長の発言です。国立市の都市景観でやっていると景観は守れない。そのことを市に申しあげ、伝えなければならない。審議会を5年半やってこの状態が続いているので、まずいことだと思っている。会長がここまで言っているんです。ですから、市が出す次なる指導書はこれまでとは違う、より住民の方との相互理解が深まることを事業者に求め、さらに具体的な提案がそこに入ることを望みます。

次の質疑を行います。

○【香西貴弘委員長】 小川委員、質疑です。また端的に、できれば意見等は最後の取扱いのところでまとめていただければ大変ありがたく存じます。

○【小川宏美委員】 分かりました。今回の陳情にもありましたように、約460平方メートル、140坪の狭小の土地に11階というのが最初建つように言われた。そして今、それが通常どおりに10階に下げた提案がなされたということですが、この140坪に10階という建物は国立市内にどのくらいあるんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 平米数に対する階数等について、今手持ちというものはございません。

○【小川宏美委員】 今回、資料を配っていただきました。資料があります。ちょっと大きくしたものがこれですけども、非常に近隣にはないわけですよ。そして、向かいにもマンションがあるじゃないかという御意見あると思いますけど、あちらは広さが全然違います。非常に狭いですよね。ここ

は個人の住宅があったところが壊されて、今回、10階があそこに建つのかなという、圧迫感を感じるのは本当にそうだと思いますが、行政としては140坪のところ10階建てが建つということは把握していないということですが、今日配られた資料を見て、あんまりないんじゃないですか。どうですか、もう一度。

○【町田都市計画課長】 富士見通りにつきましては、国立駅南口から富士見通り全体として捉えたときには、近隣商業地域として国立駅に続いている通りでございます。主要道路の沿道地域として指定された都市計画には適合された建築物であるということが、都市計画としては申し上げるところでございます。

今、委員さんおっしゃられますとおり、道の反対に10階、駅のほうからは14、13階建て、また西のほうに行きますと9階、8階と、この通りには点在している建物があるというのが、現在の状況かと考えております。

○【小川宏美委員】 私の質疑は、140坪くらいの狭さの中での10階建ての建物ということを知ったわけですから、こんな高さの建物があるっていろいろ言われても困ります。その辺のところをもうちょっと調べておいてください。

次の質疑です。富士見通りは富士見百景の1つに選ばれていますね。これは今回のマンションが建設されることへの影響というのは、市はどのように考えていますか。

○【町田都市計画課長】 富士見通り、駅のほうから富士山が見える視点場という考えで、景観づくり基本計画にもうたわせていただいておりますけれども、通りの沿道ということで、建築に関しましては、眺望に対して配慮していただきたいというお願いはしているところでございます。しかしながら、どう思うかということになりますと、人それぞれの考えもある中で、その努力をお願いしているところでございます。

○【小川宏美委員】 事業者にも努力をお願いしているわけですね。それは今度の指導書にも明確に書かれるべき内容の1つだと私は思います。

次の質疑になります。

○【香西貴弘委員長】 質疑、まだ続きますか。

○【小川宏美委員】 はい。

○【香西貴弘委員長】 質疑の途中で恐縮です。一旦休憩を入れたいと思うんですが、よろしいですか、皆さん。

(「はい」と呼ぶ者あり)

質疑の途中ですが、ここで休憩とさせていただきます。

午前10時57分休憩



午前11時14分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。小川委員。

○【小川宏美委員】 お願いいたします。生活権の問題について質疑をします。この場所は交差点に位置しています。西側の私立中高の学生たちの校区を通る通学路でもありますし、車の出入りに関しての公共の安全確保が大変気になります。

そこで伺いますが、この建物は建築安全条例上かなっているものと言えるのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 建築安全条例でございますけれども、こちらは東京都の条例になるかと思
います。確認させていただいたところ、建築安全条例の適合の中の建物ではないということで適合外
ということで、東京都建築安全条例の内容については適用外ということでございます。

○【香西貴弘委員長】 すみません。都市計画課長、適用外。

○【町田都市計画課長】 適用外。

○【香西貴弘委員長】 外って言われるわけなんですね。小川委員、それでよろいですか。

○【小川宏美委員】 適用外というのはどういうことなんですか。

○【町田都市計画課長】 敷地面積の、例えば何千平米以上ですとこの条件とかいう、そのような適
用がございますけれども、今回の案件の規模でございますと、その条例の規制というんですか、基準
の範囲の中には入らないということになります。

○【小川宏美委員】 まあ、そういうことですよ。ただ、あの場所へ行って見て、どう感じられる
でしょうか。あのマンションの駐車場は天井を造らずに設置されることで、出入口の交差点から5メ
ートル以上離れて設置するなどの適用がされ、規定がないです。また、出入口においても十分な広さ
を持ってという、60度以上の範囲内の視界を確保するために十分な幅を取ることも規定されていま
せん。そうしますと、ここは大変危ないんじゃないかなって感じがするんです。商店街から歩いてきて、
すぐ駐車場に入っていく。このことは、国立市としては多摩建築指導事務所などにも確認しているん
ですか。

○【町田都市計画課長】 今、委員さんおっしゃられています駐車場の出入口ということで、駐車場
についてですけども、東京都の建築指導事務所というよりも、交通管理者であります立川警察署の
ほうの交通のお話になりますので、そちらの交通管理者と協議をしていると、事業者のほうからは確
認しているところでございます。

○【小川宏美委員】 私は多摩建築指導事務所から、事業者と警察署が協議しているなら、その記録
をきちんと市は提出させて、把握するほうがよいのではないかと聞いておりましたが、そう
いったことはこれからしますか。

○【町田都市計画課長】 各事業については、事業者の方がそれぞれの監督官庁のほうで協議を行っ
ていただいて、それに基づいて作られた図面を最終的に市のほうに提出するということになりますの
で、各監督官庁での協議についてのメモというもの等は、特段、提出は求めてないところでございま
す。以上です。

○【小川宏美委員】 求めてないって、求めたらどうでしょうかね。やっぱり交差点ですよ、ここ。
向かいの10階建てのマンションは、交差点を外してきちんと駐車場をつくっています。かなり奥まっ
たところにつくっているんで、これは安全が確保されているなと思いますけど、今回、道路から直接
入るわけですよ。そういったことから、子供たち、児童が通るわけですよ。通学路でもある。公共の安
全確保、近隣の住民の方からも御心配されていると思いますが、こここのところは事業者にきちんと提
出させるべきじゃないですか。

○【町田都市計画課長】 おっしゃられますとおり、通学路は大変大事なものというふうに市のほう
でも認識しているところでございます。その中でも、やはり敷地の関係等もございまして。その中でよ
りよいものということで、繰り返しになりますけれども、監督官庁でございます、交通であれば立川
警察署等の指導、協議を経て行っていただいている。それを協議済みということで図面として出して
いただいて、市としては確認をさせていただいている。そのような流れとなっております。

○【中島基盤整備担当部長】 私のほうから、駐車場の入り口の関係のことについてお話をさせていただければと思います。

今回、富士見通り側から駐車場の出入りになるかと思いますが、歩道の切下げについては、事業者さんから私どものほうに相談がありまして、これは一般的にですが、交差点端部から5メートル以上というのが市の考えというか、道路交通法上の扱いもありまして、そういう規定がございます。その辺はクリアしていると考えておりまして、今、協議をやっているというところで、切下げの申請を業者のほうから今受けているところでございます。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。担当課と各課は情報を共有しておいていただきたいんですね。事業者から切り下げる方向性が提示されているということですね。そうすると、今示されている図面はまた変わってくる可能性はありますか。

○【北村都市整備部長】 先ほど都市計画課長からお話がありましたけれども、こちらについては図面を御提出いただいて、そちらを安全対策も含めて確認していくという手続を今行っていることとなりますので、そちらについては道路の担当部局と協議した形での対応をしていると。そちらをもちまして、市のほうで安全確認をしているという形になります。以上です。

○【小川宏美委員】 それは分かるんですけども、住民の方にとっては、市の窓口というか、担当者が専門ではないために非常に不安になっちゃうんですね。今回の駐車場も建築物の扱いではなくて工作物の扱いとして、屋根を設置しない形になるので、当初5メートル以上離れないで設置している形になっていたやり方で進めているわけですね。また、2メートル道路から後退したところで見ると1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に向かって、左右に60度以上の範囲内の視界を確保するというのも保たれていない。しかし、建築物ではなく駐車場、工作物の扱いとするから、それも適用外というか、免れている。いろんな形で、図面上見て大丈夫だろうといっても、多摩建築指導事務所に確認すれば、そここのところは公共の安全性から事業者と市がきちんと話していただく、あるいは警察署との協議を見せてくれと言っているわけです。

こういったことは、図面上から大丈夫だというだけじゃなくて、議員からも、あるいは住民からも聞かれたときに、もう一度改めて確認するということ、そして必要なら提出させたりしてもう一度再度確認する、その必要があると思いますけど、もう一度御答弁お願いできますか。

○【北村都市整備部長】 要は交通管理者と協議した内容をしっかり図面に落とし込んで、そちらについて安全対策ができていのかどうかにつきましては、当然こちらのほうと、道路の部局もありますけれども、そちらのほうで確認をして、なおより一層の安全対策が必要という判断がありましたら、そのときに改めて事業者にお話をしていくという手続を今行っている最中というふうにお考えいただけたらと思っております。今のをフィックスというわけではなく、そういうのを今、手続として協議を行っているとお考えいただけたらと思っております。

○【小川宏美委員】 今のお答えなら分かります。協議中ということですね。だから図面が変わる可能性があるわけです。そここのところは大きな変更になりますよ。あの狭い140坪の中で、駐車場の部分の幅が変わっていく、出入口が変わっていくと、ごみの置場はどこになるのかとか、様々に狭い敷地の中の1階の部分が変わっていくわけです。そここのところは、協議中なら協議中と最初から言っていただければいいと思います。そうしたら住民の方は、通学路でもありますし、本当に公共の安全確保がされるのか。西側の方は50センチしか離れていない部分がある。私道の部分の住民の方にとっても不安だと思います。こここのところは協議を進めてください。それで必要があれば、今出ている図面

が変わるといことも住民の方にお伝えください。

もう1つ質疑があります。

○【香西貴弘委員長】 小川委員、あと幾つ質疑ございますか。

○【小川宏美委員】 大きく1つ。

○【香西貴弘委員長】 では、質疑をよろしくお願ひいたします。

○【小川宏美委員】 過大な容積率が今、認められているために、一種住専との、あるいは沿道建物との間にどうしてもこのような問題が起きてしまいます。実際起きています。このことに関して未然に解消されてない現状があることを、市としてはどのように受け止めていますか。

○【町田都市計画課長】 今現在、様々な御意見があるということを市として認識しているところでございます。

繰り返しになりますけど、用途地域につきましては、沿道が近隣商業地域、その北側が第一種低層住居専用地域となっておりますけれども、こちらの用途地域につきましては、平成元年の一括見直し時に大変多くの皆様から御要望を受けた中で、所定の手続を経て決定してきた経過がございます。都市計画マスタープランにおいても、平成15年の策定時からこのような用途ということで、にぎわいのある沿道まちづくりという用途で定めてきた経過がございます。そのような用途地域、また都市計画マスタープランにおいても示された用途ということでございます。そして、繰り返しになりますけど、にぎわいのある沿道まちづくりの用途として定めてきた経過がございます。

今、様々な御意見、課題があるということは市としても十分認識しておりますので、今後、何らか調査研究をしていけたらと考えているところでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 調査研究しているにしては、状況が今、非常に厳しい状況にありますよね。調査研究の段階ではないと思いますよ。

今の景観の問題に関する最後の質疑になりますが、ローカルルールや条例を改正してこういった事態、紛争になってしまっている事態にどのように市としては対応するのか、その辺の努力、この間、もう1年になりますけれども、この案件に関しても、どの程度してきたのか伺います。

○【町田都市計画課長】 繰り返しになるのか分らないですけど、いろいろな御意見を頂戴している中で、市としても総合的に判断して進めてきている物事かと思っておりますので、慎重に、今ここで軽々にお話しするのではなくて、いろいろな御意見を踏まえながら、調査研究させていただけたらと思っております。

○【柏木洋志委員】 では、私からは数点、端的に。

まず、1点伺います。これは確認も含めてというところになるんですけども、この間の取組というところ。まちづくり審議会が再度審議中であるというところは分かりましたし、その後のことも、今、結構述べられているので、そういう状況なんだというところ。その前に指導書でしたっけ、それが事業者に出されたというところで、国立市としてはまちづくり審議会の答申を受けて指導書を出して、事業者に指導をしたという言い方がいいのか分らないんですが、そういうのを行ったということでしたけども、市として行ったのは基本的にそこになるんですか。ほかに何かやっていたりするんですか。

○【町田都市計画課長】 少し手続のお話をさせていただけたらと思っておりますけれども、まちづくり条例は、簡単に言いますと2段階になっておりまして、1段階目が大規模開発構想ということで、大規模開発構想届という一連の流れがございます。その中で、近隣説明や意見書提出等、あとまちづくり

審議会の開催もありまして、最後に指導書を市から事業者のほうに提出しております。こちらが大規模開発構想という届けの一連の流れになります。

2段階目が、その次となります開発事業の手続に入ります。こちらでもほぼ同じような内容で近隣説明会を行ったり、意見書、見解書の提出等がございます。その後、今回は2回の調整会も経まして、先ほど申しました先月5月30日、まちづくり審議会に再度、諮問させていただきまして、今日現在ですけれども、まちづくり審議会から答申が出るのを今待っているというか、出てくるところの今日現在になります。先ほど申しましたけれども、答申書を市がもらい、その答申内容を検討して、今度市としまして指導書を事業者のほうに提出する。また、その指導に関する見解を事業者のほうから受けながら、開発手続の申請が最後のほうになるんですけれども、協定等を結ぶ手続があと残してあるというところで、本日現在は、繰り返しますけれども、2回目のまちづくり審議会にかけて、答申をもらうその今日現在というところがございます。

ですので、指導書としましては、1段階目の大規模開発構想で一度指導書を出しております。2回目の指導書が、これから出る予定となっております。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。何回か調整会をやっているというところで、今、2回目に向けてということですね。

ここで伺います。例えば2回目、内容が何にせよ、出されたとします。それで事業者が届いて、事業者が何かを変えたとしましょう。高度なり図面なり。それで今、例えば景観であるとか生活環境に懸念が残った状態であるとしたならば、この後も調整会が続くのかなと思います。この調整会を何回か、例えば今後やられるとして、事業者が協力的に住民と話し合っ、こういうふうにしましょう、高度を下げましょう、さっきも言ったように図面をちょっと変えましょうというふうになった場合は、それはよろしいかと思うんですけれども、それが、いや、このままでいきたいとなった場合はどうなるのでしょうか。要するに端的に言うと、調整会が平行線で終わった場合はどうなるのか。

○【町田都市計画課長】 先ほど私が御説明させていただきました2回の調整会については、内容が調整不能ということで、調整会としては一旦終了しているところがございます。

今、委員の御質疑の再度の指導に対して、それが希望に沿えなかった場合はどうするかという御質疑かと思えます。非常に機械的なお話になってしまいますけれども、やはり都市計画法、各種法令にのっとった計画でございますので、市としましては法令以上のことはできかねるものと考えております。しかしながら、その範囲の中で、できる限りのお願いベースで指導はしていきたいと考えているところがございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 住民福祉と法の、市役所もしくは公務員は法に基づかなければいけないということの厳しいところなのかなと思ったりはします。詳細は意見、取扱いでやりますけども、もう1つ伺いたいのは、それとはまた別な話、町並みの形成について、市の見解と言ったらちょっと漠然となってしまうかもしれませんが、伺いたいと思います。

今、結構、商店街であるとかほかのところも、それは一般のほかの住宅等々もそうだと思うんですが、こういうふうに1つぽんと頭1つ抜き出すというか、高さが今、2倍、3倍みたいに高くなってしまおうというのは、結構、町並み的には影響がでかいのかなとか個人的には感想があったりするんですけれども、そこら辺、町並みに対する考え方、どう思っているのかというのを、漠然とした話ですが、伺いたいと思うんです。どうでしょうか。

○【町田都市計画課長】 先ほどから同じお話もありますけども、様々なお考え、また人それぞれの

お考えがある中で、人それぞれの感覚のところも大きいものがあるかと思います。しかしながら、本建築物につきましては、現行都市計画に適合しているという事実がございます。用途的には、市として定めております近隣商業地域の建蔽・容積等の用途等には合致しているということでございますので、市としましてはそのような考え方までかなということでございます。

○【藤田貴裕委員】 すみません。ほかの委員の質疑を聞いていたら、私、ごちゃごちゃになりましたので、もう一回説明していただきたいんですけど、今、開発事業のどこをやっていますか。

○【町田都市計画課長】 非常に分かりづらくて申し訳ございません。まちづくり条例の手続の中の、先ほど2段階と申しましたけれども、大規模な事業につきましては2段階となっております。大規模開発構想届というのが一番初めにございます。こちらは規定で定めております……（「そこはもう分かっていますので。もうそこは終わったんでしょ。開発事業のどこをやっているのか、もう一回教えて」と呼ぶ者あり）

○【香西貴弘委員長】 ちょっとお待ちください。藤田委員、いま一度お願いします。

○【藤田貴裕委員】 大規模開発のほうはもういいので、開発事業の今どこの段階になっているのか教えてください。

○【町田都市計画課長】 2段階目の開発事業になります。開発事業は、一番初めに開発事業の事前協議書を提出していただきまして、近隣説明、意見書の提出、見解書の届出、その後、今回、第1回、第2回の調整会を踏まえまして、先月の5月30日にまちづくり審議会を開催いたしました。今日現在ですけれども、まちづくり審議会からの答申を待っているところでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 開発事業でもまちづくり審議会の諮問というのはできるって、当然に私考えているんですけど、それでいいですね。

○【町田都市計画課長】 2回目に聴くということは、条例の中で書かれております。

○【藤田貴裕委員】 再諮問だとか、異例の、異例のとか質疑がありましたけど、これ異例じゃないと思いますけど、どうですか。

○【町田都市計画課長】 こちらのまちづくり条例は平成28年からの施行になりますので、数的にも何十件という中ではないんですけど、今申し上げましたとおり、条例の中で再諮問という言葉は使っておりませんが、まちづくり審議会に再び聴けるということになっておりますので、特異なものでもございませぬし、今後もあり得ると事務局のほうは考えております。

○【藤田貴裕委員】 そういう条例ですからね。ちなみに、1段階目の大規模開発事業の話を知りたいと思います。事業者にはどういう指導をしたんですか。

○【町田都市計画課長】 指導書と致しましては、1つは建物のボリューム感の低減、プライバシーの確保、車両の出入口の検討、あと近隣住民に対して丁寧な説明を行ってください。そのような4つの指導をさせていただいた経過がございます。

○【藤田貴裕委員】 開発事業の協議書の話のときは、そういう市の指導書の内容はどれぐらい反映されたんですか。

○【町田都市計画課長】 開発事業の協議書の提出のときに、大規模のときに指導したものについての見解書がついております。その中では、例えばですけれども、ボリュームに関して申し上げますと、低減について引き続き検討してまいりますとか、プライバシーについてもできることを検討してまいります。あと、車両の出入口についても安全策を講じていく、近隣住民の説明についても努めてまいりたい、そのような見解を頂いて進んできているところでございます。

- 【藤田貴裕委員】 ちなみに、ごみの収集の排出はどうなんですか。
- 【町田都市計画課長】 そちらにつきまして担当課等のほうで協議をしていただいて、その中でまとまったものを提出というか、実行していただく。そのような形になっております。
- 【藤田貴裕委員】 つまり、敷地の中にパッカー車が入って、路駐はしない。そういうことですか。
- 【町田都市計画課長】 具体的にパッカー車をどこに止めるかというのは今把握しておりませんが、宅配便等の荷下ろし場などの設定はございます。ごみのパッカー車については今手元にございません。申し訳ございません。
- 【藤田貴裕委員】 じゃ、路駐はしない計画になっているんですね。
- 【町田都市計画課長】 そのようなことになっていると思うんですけど、今手元に図面がすぐ出ませんので、後ほど回答させていただきます。
- 【藤田貴裕委員】 それぐらい手元にないと困りますよ。近隣住民に対する丁寧な説明をしますと、ボリュームの低減については引き続き検討しますということで始まった、今度は2回目の開発事業だと思いますけども、どんなふうに丁寧に住民に説明したり、ボリュームの低減について業者は言っているんですか。
- 【町田都市計画課長】 ごみ置場の続き、ごめんなさい、今、1個前の質疑になって。
- 【香西貴弘委員長】 藤田委員、すみません、やってもらっていいですね。
- 【藤田貴裕委員】 はい。
- 【香西貴弘委員長】 では、両方お願いします。
- 【町田都市計画課長】 手元の図面が今出ましたので、ごめんなさい。ごみ置場につきましては、建物の中のほうにございますので、パッカー車については中のほうに止める計画だと今認識しております。
- 次の御質疑のその要望等、指導を受けてどうなったかという御質疑でございます。今日現在と致しましては、ボリュームの低減につきましては、先ほど来ございますとおり、11階を10階、あとプライバシーに関しましては、バルコニーや窓、ガラス、構造等についても御配慮いただいているかと思っております。また、出入口については、先ほど来ございますとおり、交通管理者等諸監督部署との協議の中で、まとめて図面として頂くような形となっております。近隣住民への丁寧な説明については、日々私も事業者のほうには指導させていただいておりますけれども、丁寧な説明ということで、今回でいいかと、条例上の説明会は2回なんです。けれども、事業者としまして任意な説明会も行っているということを確認しているところでございます。以上です。
- 【藤田貴裕委員】 これから開発事業の質疑をしたいと思います。日照権について意見書というのは出されているんですか。日照権、日影に、意見書は近隣住民の方から出されていますか。陳情では日照権ですとか、風害対策ですとか、プライバシーですとか、この陳情、議会に出された陳情ではそういうふうに書いてあるんですけども、意見書では日影とか風害だとか、そういうのは出されておりますでしょうか。
- 【町田都市計画課長】 意見書として事業者のほうに交付させていただいておりますけど、住民から頂いた意見書の中にそのような文言は入っております。
- 【藤田貴裕委員】 見解書ではどうなっていますか。
- 【町田都市計画課長】 日照の意見書について、事業者のほうから出ております見解内容でございます。長い文ですので、ちょっと短めに申し上げさせていただきますと、北側が第一種低層住居専用

地域になっておりますので、そちらの基準の日影規制を受けています。具体的な変更内容については、この時点ではまだ11階という段階でしたので、また検討させていただきという文言で終わっております。

○【藤田貴裕委員】 その後、日影については少し変わるんですか。

○【町田都市計画課長】 この見解書はまだ11階の段階でございましたので、検討するという旨の文言が入っておりますけれども、この後、11階を10階にして、日影等についての改善を行ってきたという認識でございます。

○【藤田貴裕委員】 どれぐらい日は当たるんですか。つまり、近隣住民の方が納得するような内容なんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 第一種低層住居専用地域の範囲に落ちる日影につきましては、第一種低層住居専用地域の規制が当たりますので、第一種低層住居専用地域の日影規制の中に入っている時間帯という認識でございます。ボリュームとして、11階を10階にしたという流れになっております。

○【藤田貴裕委員】 法律上では、そんなに長い間日が当たらなくても建てちゃうということで、十分納得のできるものなのかはちょっと疑問だなと思いました。

市は風害についても指導書で言及していると思いますが、陳情書でもありますけれども、風害について何か変化ありましたか。

○【町田都市計画課長】 風害については、事業者のほうからは、一般的にこの規模ですと起こりにくいというお話は聞いておりますけれども、この中で事業者のほうからそういう御心配もある中で、風害の調査をするというお約束を頂いているところでございます。

○【藤田貴裕委員】 調整会がうまい具合に調わなかったと、さっき答弁がありましたけれども、その理由は何でしょうか。

○【町田都市計画課長】 1つの大きなところでございますと、高さ、ボリュームの軽減という調整内容について、事業者のほうで11階を10階で、請求者の方からはさらにと、そういう中の調整で、それ以上はいかないということで調整会は終了ということになっております。

○【藤田貴裕委員】 調わなかったのは高さだけですか。ほかには何か、事業者と近隣の方との調整ができなかった項目というものはあるんですか。

○【町田都市計画課長】 今回の調整会で合意に至ったものはございません。

○【藤田貴裕委員】 近隣の住民から、こういうこと、こういうこと、こういうこと、どういう内容が言われていたんですか。

○【町田都市計画課長】 2回目の調整会の最終のほうで、調整案と致しまして5つほど提案して、それについて先ほど私が申しました合意に至らなかったということでございます。その5つでございますけれども、事業者にボリュームをまず下げるとするか、図面を変更して実施してもらいたいということと風害の調査をするとか、工事協定書を締結するとか、家屋調査の実施、あとちょっとこれは言い方があれなんですけれども、別の案について合意に至った場合は、それを優先すること等を含めて5つ提案されました。けれども、いずれにしても合意には達しなかったという結果でございます。

○【藤田貴裕委員】 さっき風害ではちょっと答弁が違いましたけど。

○【町田都市計画課長】 合意には達しませんでしたけれども、その真ん中の2個目、3個目、4個目になりますけど、風害の調査、工事協定を可能な限り早く締結する努力、あと家屋調査、この今申しました3つについては、合意とは別に事業者のほうの約束というか、事業者が合意とは別に実施す

るというお話を頂いております。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。工事協定ですとか、そういうのは普通、近隣の住民の方と結びますので、しっかりやっていただきたいと思います。

ちなみに、いろいろ他の委員の質疑を聞いていたら分からなくなかったので、もう一回確認したいんですけど、まちづくり審議会が開催されて、もう終わったって考えていいんですか。

○【町田都市計画課長】 先月5月30日に開催されました。

○【藤田貴裕委員】 そのとき、ボリュームについて、まちづくり審議会からどういう意見が出されたんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 いろいろな御意見を頂きましたけれども、さらなる低減を求めるといってお話は頂きました。

○【藤田貴裕委員】 ほかに事業所に求める意見というのはなかったんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 これが答申として出てくるかはまだ頂いておりませんので、確定なことではございませんけれども、審議会の中でさらなるボリュームの低減、南側に対するプライバシーの対応、配送車両の配置の検討、近隣住民に信頼が得られるような説明を行うこと、あと風害調査を設計変更可能な時期に実施すること、このようなことを審議会の中ではまとめたところでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。

ちなみに、富士見通りについては、建築紛争というのは従前からそれなりにあったかなという認識をしていますけど、市はどんなふうに捉えていますか。あったかなかったかとか。富士見通りについて。

○【町田都市計画課長】 富士見通りの紛争という言葉はあれかもしれませんが、何かその辺の事例があったかということになりますと、平成19年、平成20年頃に、ちょうど今回の案件の道路の反対側の建築物に対してお話があったというのを記憶しております。

○【藤田貴裕委員】 そうですよ。

最後に、今、市としては景観を守る、あるいは近隣の皆さんの住環境を守ると。そういう意気込みで、今後、仕事をしていくという認識でいいですか。

○【町田都市計画課長】 市としましても、景観づくり基本計画等がございます。その中でできる限り市としても努めてまいりたいと思いますけれども、各種法にのっとった中で市の行政として努めさせていただけたらと思っております。

○【藤田貴裕委員】 各種法律にのっとって出てきた計画なんですよ。国立市内のマンション紛争というのはみんなそうですね。

そういう中で、どれぐらいの意気込みを持ってまちづくりや町並みを守るんだ、あるいは周りの皆さんの住環境を守るんだというのが大切だと思いますので、なんか1個、法律の範囲で建てられた建物だから及び腰になっているような感がありますけれども、それだと私はいけないと思いますよ。しっかりと国立市の特色を生かしたまちづくりをやって、後世にこの町並みを残すんだと。多くの皆さんだって町並みに配慮しながら建物を建てていただいているわけですから、そのことを私はちゃんと市の姿勢としてやっていただきたい、そういう指導書になってもらいたいと思いますが、もう一回いいですか、聞いて。

○【町田都市計画課長】 市、行政でございますので、法令遵守は外せないものだと思っておりますけれども、私ども都市計画課と致しましても指導係という名前がついている係でございます。事前の

窓口等で、法の中ではありますけれども、市としましては各種基準や方針がございますので、そちらをくどいように説明させていただきながら、その中でよりよいものを造っていただけるような指導はさせていただいているところでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 しっかりやっていただきたいと思います。

最後に、陳情書では、一方的に建設に着手するのではないかという懸念が書かれておりますけど、こういうことはあるんですか。ありそうなのか、それともしっかりまちづくり条例の枠内でやっていただけそうなのか。

○【町田都市計画課長】 今日現在では、今後まだ指導書等も出る段階でございます。協議中でございますので、明言というか、まだここで終わったわけではございませんので、現在進行形ということでございます。

○【青木健委員】 もう大分長くなっています。端的にお伺いをさせていただきたいと思います。

今回のこの陳情、地域の皆さんとの話合いが業者との間でつかないと。不調であることによって出されてきた問題ですよね。

そこで、陳情書を見ますと、①、②どちらにも事業者に要請ということが書いてあるわけです。行政から要請してほしいんだということが書いてあるわけです。今、課長のほうから法令遵守ということについては明確な答弁がありましたので、以前のような誤った行政の対応にはならないというふうに確信はしております。ただ、今、藤田委員が質疑したことにも関連しますが、事業者が一方的に建設に入ってしまうようなことがないように、しっかりと行政は住民との間に入って、業者との妥協点を見つけるための話合いの場を積極的に持ってもらいたい。

もう1つ言うならば、一議員が言ってもこれは業者は、申し訳ないけど、出てきてくれないわけです。ただ、長の名前であるならば、社に持って帰って相談しますということではなくて、責任ある立場の方が出てきて住民との話合いに臨んでくれる可能性もあるのではないかと思います。そのような方向で行政はこの陳情を受けてというか、まだ採択されているわけではないですけど、この陳情を見てそういう方向で動いていただけるかどうか、その点だけ確認させてください。

○【町田都市計画課長】 仮に行うことになった場合でございますけれども、内容等についても、今、委員さんもおっしゃられておりますとおり、法令遵守の中で、もちろん法務担当とも協議させていただく中、書類内容については精査させていただきたいと思っております。

また、宛先につきましては、今、手続上、まちづくり条例の手続の申請者の方がいらっしゃいますので、会社の代表という形で手続させていただいております。一義的にはその方に指導するような形になっておりますけれども、その辺についても今後、今申しましたとおり、この陳情事項を仮に行うことになった場合、再度、内部で検討させていただけたらと考えております。

○【青木健委員】 御検討いただくのも結構ですし、法務担当に御相談いただくのも結構ですけど、私が皆さんにお願いをしたいのは、住民側の立場に立って業者と交渉してほしい。もちろん法令遵守ですよ。法を破るなんていうことはあってはいけないことで、それがあつたらあんな大変な問題が我が市で起きたわけですから、そういうことのないようにしていただかなければいけない。

だけど、法令遵守というその中であっても、まだ業者の責任ある立場の人が住民との話合いの場に出てきているというお話は、私は伺ってないんですよ。社に持ち帰って相談しますという立場の人しか出られてないような話も伺っておりますので、そういう責任ある立場の人にぜひ話しかけをしていただいて、住民との話合いの場に出ていただくように、行政としてもお願いをしてもらえないでしょ

うか。

○【竹内副市長】 るる御議論いただきまして、1つはこれから出る答申、それから今日のこの委員会での議論、これらを踏まえて、必要に応じて私どもで事業者のほうに要請に行くということを考えてみたいと思っております。

○【関口博委員】 まず、こういう問題が、高さのボリュームの問題が起こったということで、最初の市の姿勢としてどういうことがあったのかということ伺いたいです。まちづくり条例、ちゃんと説明したと思うんですけども、事前の打合せがあったときに、国立市はこういう景観を守るまちですよというようなこと、それから紛争があったということ、そういうことは業者の方に話はちゃんとされたんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 私どもの都市計画課のほうにお問合せ、窓口等に見えられたときには、そのような旨は必ずお話しさせていただいているところでございます。

○【関口博委員】 でもって、今回こういう高い、規制にのっとってではあるけれども、高いものができるということが起こったわけですね。事前でのそういう説明というのは、事業者が11階のものを建てますよというのを説明に来るわけだと思うんですけども、そのときに前回も、前回というのは前にある建物についても、あるいは明和の建物についても、そういう紛争があったことを十分に理解してもらって、持ち帰ってもらったということではないですか。

○【町田都市計画課長】 問合せや窓口にお見えになったときには、そういうお話をさせていただいておりますので、理解はさせていただいていると思っておりますが、そこまでです。

○【関口博委員】 思っていますがというのは、窓口の人がやったっていうか、課長はやってないのかもしれないんだけど、窓口の人がちゃんと理解しているということではないですか。

○【町田都市計画課長】 そのような大規模な案件の場合は、いろいろなお話をさせていただいております。今、委員さんがおっしゃられたような経過等についても、お話しするような指導はしております。

○【関口博委員】 そういう状況の中で、こういう話合いがうまくつかないという状況になっているので、指導書等によってボリュームを低減してくださいという意見があって、その回答として、結果としてですか、11階が10階になったという答弁が先ほどあったかなと思うんです。これは先ほど陳情者の方に確認をしたんですけども、陳謝者の方も知っていらっしゃったと。従来から33メートルというのが非常によく使われる高さですよ。11階にしておいて10階にするというのが、意見を聴いて下げましたよというやり方というのはもう随分前からあることですが、11階のときの設計ではスプリンクラーがあって、10階の設計のときはスプリンクラーがないとか、そういうことは確認できているんですか。

○【町田都市計画課長】 スプリンクラーの設置等につきましては、私どものほうで所掌している範囲ではございませんので、その辺の確認はしてないところでございます。

○【関口博委員】 指導書によってボリューム低減に配慮しましたということは、そのまま言葉を受け取るとはできるかもしれないんですけども、よくあるやり方という言い方がいいかどうか分からないですけど、昔からこれは問題になっている低減の仕方ということですよ。この辺というのは、行政としては把握しているんですか。そういうふうには本当にボリュームを低減したんだという意識はありますか。

○【永見市長】 非常にデリケートな御質疑を頂いています。ここが公の場で、インターネットで誰

でも見られる環境の中で、事業者の方がボリュームを低減したという事実は確認をしておりますけれども、それがどういう意図であったかとか、そういうことを類推で行政が話すことは企業としての信用失墜にもつながりますし、そのこと自体に答えることは不的確であると考えますので、これは御容赦願いたいと思います。

○【関口博委員】 そのことは理解します。私も、こういうことが確定的なことであるとは思っていません。ただ、今までの事業においてよく起こっていたことを述べたということでもあります。この場所の高さ制限、あるいは国立のまちの高さ制限をしようとしたことがあります。都市計画課長は当時、まちづくり条例について説明されたと思うんですけども——しませんでしたっけ。しなかったって。今の課長さんは非常に優秀だったので、私はそういうふうに説明されたと記憶しているんですけども、違っていたらごめんなさいね。

ここをたしか25メートルぐらいの高さ制限をしようというふうにしたときに、容積率が400%のところについては駄目ですよという東京都からの指導があったかなと思うんです。それは認識は正しいですか。

○【町田都市計画課長】 よくお話に出るかと思うんですけど、400%の容積率をクリアできる高さでないとダブルスタンダードになってしまいますので、それが説明がつかないといえますか、400%の容積率がクリアできない高さにするということはどういう流れで、ここについてはしてないという考えでございます。

○【関口博委員】 高さ制限ができなかったという経過があって、それではまちづくり条例にして、住民の意見を反映できるよう行政が後押しできるようにということで、このまちづくり条例というものはつくられたと私は理解しております。

ということで、まちづくり条例というものを持ったまちとして、法令遵守はあるけれども今、他の委員も言われたように住民側に立って話をしてほしいと。そういうような条例を持ったまちであるということを職員の方はよくよく認識していただいて、答申が出てから指導書をつくるということなので、こういう陳情が上がったということも酌んで指導書をつくってほしいと思うんです。

先ほど指導書をつくるに当たって、答申については公開されていないという質疑があって、答弁は公開する立てつけになっていないと言われたんですけども、答申については公開してはならない条例になっているんですか。

○【永見市長】 休憩時間中にちょっとお話をしたんですけども、公告・縦覧という言葉在先ほど答弁で使っています。すなわち都市計画の手续として、ある都市計画を決定するのに法令で公告をし、そして縦覧に付してという手续がございます。その手续とまちづくり条例、これは都市計画法上の手续です。それに対してまちづくり条例という、市の単独条例がどういう形で情報を公開するかというのは情報公開条例の問題になります。

したがって、情報公開条例で非開示とされている情報、例えば企業の内部の情報が図面に入っていて、それはまだ公表される前のものであって、営業上、利益を大きく損なうようなものは公表はできません。ただし、情報公開条例は原則は開示でございますので、そういうスタンスでまず物を考えていこうと。その上で、差し障りのある分は出さないとしても、それがほかの答申と同様に、オープンにできるものはちゃんとオープンにしていく。それが正しい姿であるということ为先ほど内部で確認させていただきました。

○【関口博委員】 ということは、答申についてはホームページ等で公表できるということよろし

いですか。

○【町田都市計画課長】 アップ等については、今後検討させていただきますけれども、公表しないものではございませんので、検討させていただきたいと思えます。

○【関口博委員】 検討するだけじゃなくて、ぜひ公表してください。これはお願いします。

先ほどから多くの委員が質疑されているので、大体質疑は終わったかなというふうに思うんですけども、1つ終わったんだけどな。ごめんなさいね。これこれ。

○【香西貴弘委員長】 関口委員、次が最後の質疑でいらっしゃいますか。

○【関口博委員】 ちょっと待ってね。意見で言ったほうがいいかな。

○【香西貴弘委員長】 意見はここではできないと思えますが、よろしいですか。

では、ここで質疑を打ち切り、意見、取扱いに入らせていただきます。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 本陳情第16号中2丁目マンション新築工事に関する陳情については、採択の立場で意見、取扱いを致します。

今回の本建築についての事業主と近隣市民の皆さんとの話し合いは、一致した合意を得られなかったが、建物の建築地域の住環境を壊すような状況を生ずるとの懸念により、誠に残念に思えます。なぜなら、国立市は景観法などを生み出す先駆的なまちでありながら、ここに来て、市民感情を抜きにして高層建築物を造るという発想には少々疑義を持たざるを得ません。幾ら法的規制等に守られた建物であっても、その土地という環境に合った状況を見ても造る必要性は見いだせないのではないのでしょうか。ただ、高層建築物は駄目というだけでなく、建物ができれば、そこにお住まいになれる市民も誕生されるのですから、地域の皆さんと親しく、過ごしやすい居所を望まれるのではありませんか。そうであれば、建築主の方ももう少し地域の居住者の願望に耳を貸して話し合うべきだと私は考えます。

ですから、今回の建築に伴い、差止めの仮差押えや法的な課題を抜きにして争うことではなく、お互いに妥協点を見いだすために努力されることを、行政当局もまちづくり審議会の答申の意向を踏まえて、強力に支援されることを期待したいと思います。

このようなことを考え、私はこの陳情第16号を採択と致します。

○【小川宏美委員】 本陳情を採択の立場で討論いたします。

まず最初に、今、国立市も用途地域のちょうど見直し中です。今回の陳情でも痛感いたしました。これだけの住民の方からの要望が出されている中、富士見通りと旭通りの容積率を含めての用途地域の変更を、もっと早く着手すべきだったと私は考えています。

例えば武蔵野市などを見ましても、一種住居専用地域に隣接する沿道の容積率は300%としていて、建物の高さは23メートルです。高さにすると、大体7階か6階程度に抑えられているわけです。それでないと景観は壊されてしまう。その考えの中から、各市、容積率の見直しを図っているんだと思えます。

国立市が富士見通りや旭通りの容積率を400%に大幅に拡大したのは、2000年です。もうあれから20年以上がたっている中、時代は変わってきています。景気のよいときにどんどん大型開発をしていく中で緩和された容積率でした。そのことによって、今、一種住専にお住まいの方々が非常に害を被っていることとなります。そのことを看過できません。国立市は、今の状況を受けて、今後、容積率の見直しには私は入っていくべきだと考えます。

今回の質疑は非常に充実したものになりました。この陳情が採択され、そして答申も審議会から出

ます。そのことを受けて副市長は、事業者のより責任のある立場の方へ回答を求めていく方向性も言及されました。そのことは大変意味があると思います。その意味でも本陳情は本当に、各委員のこれからの表明ではありますけれども、採択の方向で、住民に寄り添う景観の美しいまちがこれから守られていく、その方向を陳情を出された住民の方に示していきたいと思っています。

また、国土交通省も国立市中3丁目明和マンション問題が寄与したと言われている景観法がつくられ、定着してきた中で、良好な都市景観の観点から、地域状況をはじめとする景観コントロールについて、地方公共団体と連携を取っていく環境が整ってきています。周辺の土地利用実態に比べて過大な容積率等を認めている現状を改正していく、そして景観法の制定の中で行政・住民・事業者の協働体制を早急につくり上げていくこと、その中でこそ国立市のまちづくり条例が生き、今回のような陳情を出さずに済むような、紛争があらかじめ事前に防止できるまちづくりが進んでいくのだと私は考えています。

住民の方々の今回831もの署名も出されているこの案件、去年1年間、審議会が行われた分譲富士見台団地ですら2回目の審議会での審議、諮問はありませんでした。今回はやはり私は異例だと思っています。そのくらいに審議会でもめている案件です。このことを受け止めて、行政はまだまできることがたくさんあります。住民に沿った動きを調査研究にとどまらず、即座に動いていただきたいことをお願いし、採択の討論と致します。

○【柏木洋志委員】 本陳情は採択の立場で討論を致します。

本陳情は、陳情のタイトルにもありますとおり、新たなマンションが建てられるというところで、付近の町並み、また生活環境が悪化するのではないかという懸念から上げられた重要な陳情であるというふうに考えます。

まず、この間、質疑でも述べられていましたが、議事録や答申、また公開についてですけれども、議事録はホームページ上にアップロードされている。ただ、答申がアップロードされていないと。市長のほうからもいろいろありましたけれども、これについてはとても大きな課題であると述べさせていただきます。情報の開示請求をすれば出てくるということも答弁であったように記憶しておりますけれども、情報開示請求というのは1つ、一定のハードルが住民にとってはあるというのは確実だというふうに思います。市民が気軽に、もしくは手軽に情報が入手できる、それで考えることのできる材料として、市の正しい情報の公開の仕方、姿勢について、住民がどうやったら取りやすいのか、またどうやったら情報を入手する上でハードルがなくせるのかという観点をぜひ考えていただきたいということは強く述べさせていただきます。

陳情に関してですけれども、これまでの過程で調整会、また説明会等々行われたということですが、そこで高度の低減が1階分、11階から10階に低減されたということでもありますけれども、なかなかまだ難しいという状況です。なおかつ、今後の答申がどうなるのかということにちょっと寄与してくるところはあるかとは思いますが、今後出る答申、そして今後出されるであろう指導書、これに基づいてどれだけ話し合いが進むのか、住民、また事業者、市も交えるのかどうかということはあると思いますが、どれだけ進むのかということで懸念があるのではないかと感じます。

なおかつ、答弁のところでは、再度、今後行われる可能性のある調整会で話し合いが平行線になった場合は、条例にのっとってその範囲内で適正であれば、そのまま進まざるを得ないのではないかと趣旨の答弁があったかと思いますが、ただ、生活環境であるとか、もしくは町並みであるとかいうところはぜひ住民に寄り添ってやっていただきたいと思っています。もし調整会が平行線で終わっ

て、お流れになってしまったというのであれば、国立市の町並みに対する姿勢であるとか、もしくはまちづくり条例がうまく機能していないのではないかと感じざるを得ません。市としては、ぜひ住民に寄り添ってやっていただきたい。もしそれが難しいのであれば、改善を具体的に何かしらしていくことが重要であるというふうに述べさせていただいて、採択の討論と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。

従前、2階建ての建物が建っていた場所に高層マンションの計画が出たら、当然、近隣住民の方、そしてそれ以外の方だってびっくりするに決まっているわけですから。また、建物の離隔が50センチですよね。そんな高い建物を建てるのに何で50センチなんだという当然の思いもあるわけでしょうし、日照権の問題もありますよね。せっかく今まで日当たりよく、良好な環境の中で過ごしていたのに、そんな建物が出てきたら、幾ら建築基準法の話があったとしても、真太陽時に3時間、4時間日が当たったって何だって話にやっぱりなりますよ、そりゃ。また、圧迫感だって当然すごいものがありますので、私は陳情者の皆さん、あるいは国立市の景観を愛する人の立場に立って行動したい、発言したい、そんなふうに思っております。

また、陳情第16号の資料を見て明らかなおと、建物の高さが突出をしているのかなという気が致します。富士見通りでは紛争のようなことがあったのかなって、私もその当時、陳情を採択したという記憶がありますので、それぐらい大学通りだけではなく、富士見通りも景観を守ろう、富士山の見える景色を守っていこうと。そういう長年の皆さんの思いで今の良好といいますか、今の環境があるんだろうなと。そんなふうに考えております。

私は別に紛争をあおるわけじゃありませんけども、大学通りでマンション紛争が起きたとき、事業者が国立市を訴えたその控訴審の裁判の中で、大学通りというのは長年にわたって市民が守り続けてきたいろいろな歴史があると。歩道橋事件なり、一種住専の闘争ですとか、そういうことを考えれば、高い建物を建てようとしたら当然激しい反対運動がある、それは業者は予測できたでしょ。そういう中で国立市に対する損害賠償、最初は4億円だったと思いますけども、それが2,500万円まで減じられる。そういうことがありました。

これは景観を愛する国立市ですから、大学通りだけの話じゃないです。当然、私は富士見通りも入ってくるだろうと思っていますので、業者の方も国立市というのはみんな景観を守る、そういう思いの住民なんです。そのことを十分理解していただきたいと思いますし、2階建ての建物のところへ大きいマンションを建てる、それはどういうことなのか、ぜひ真剣に考えていただきたいと思います。採択します。

○【青木健委員】 本陳情についてですけど、陳情者の皆様方のこれまでの御労苦に対して、敬意と感謝を申し上げさせていただきたいと思います。私どもと致しましても、皆様方の活動には大いに賛同するところでありまして、本陳情につきましては、採択の立場で意見を申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど来ちょっと質疑をさせてもらいましたけど、副市長から明確な御答弁を頂きました。そのことについては、当局の姿勢に対しても厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

ただ、申し上げさせていただきたいのは、繰り返しになりますけど、行政がいかに住民の立場に立って業者との話に臨めるか。もちろん法令遵守であるということは当たり前でございます。それをしなかったがゆえに、さきのような問題が起こった。例えば都計審が業者の建築の都合によって、予定された日よりも早められたりとか、それによって複数の委員が出られないのに強行に開催をしたりし

た、そういう経過があって、あのことに至ったわけでございます。今の永見市長の体制の下では、そんなことは決してあり得ないと私は信じておりますけど、ただ、その中であつてもぜひ住民の立場に寄り添うというか、住民の立場に立って業者との話は進めてもらいたいと思います。

本陳情が採択をされれば、今、審議会等も答申を待っているという状況であります。直ちに理事者側に送付をされます。送付をされることによって、審議会とはまた別の動きを皆様には求めることになると思いますけど、その辺についても御理解を頂いて、よろしくお願いをさせてもらいたいと思います。

それと、先ほど来ちょっと聞いていると、非常に気になったのが近商の問題ですよね。このことについては、私、議員に初当選したときに先輩議員から話を聞いたことしかないんですけど、実際、用途の設定に当たって、私が何かをしたということはなかったんですけど、当時は国立の駅前も商業地域になってない、周りの商店街についても近商にもなってないということで、そういうお事業をされている方たちが大変な御苦勞をして、商業地域あるいは近商という地域を勝ち取ったという話を私は先輩議員から聞かされたのを思い出しております。

そういう中であつて、近商の地域でありますので、本建築物については最低でも1階は商店をつかって、商店街の連続性というものを保ってもらいたかったなと思うんですけど、その辺についてはまだ交渉する余地があるかどうか私は判断いたしかねますが、もしあるとするならば、ぜひ店舗の誘致ということについてもしていただきたいと思います。

この用途を変えるということについて、高さの問題だけで単純に考えてしまつて、もしも近商、この地域外しますよということになると、これは個人の財産権の侵害になってしまいます。それこそ、そこで生計を立てている方の話も聞かずにやっつてしまえみたいな乱暴な意見があるかのようにも思いますので、そのようなことは絶対ないようにお願いをしたい。

そして、この建物についてですけど、提出していただいたこの図面で見ると、確かに突出しているということについては違和感を感じます。ただ、これちょっと陳情者の皆さんにお願いしたいんですけど、もう少し図面の範囲を広げていただいて、この西にはありますし、それとこれは一方的に富士見通りを半分を割って、北側を見ているだけなんですよね。両側についてもきちんと入れた上で、対比できる図面を作っていただけたら、なおありがたいのかなんていうことも申し上げさせていただきながら、本陳情については採択とさせていただきたいと思います。

○【関口博委員】 採択の立場で意見を申し上げます。

この陳情が通ればという前提で、今、他の委員が話をされましたけども、市のほうに送付されます。当局は、こういう問題についてはまちづくり全体のことであるので、市長が先頭に立って、向こうの責任者と会うということまで視野に入れて対応してほしいと思います。やはりまちの顔ですから、ぜひ市長にはそういうふうな対応をしてほしいと思います。

先ほど質疑を1つ抜かしたというのは、今、容積率と高さの制限のことについて言及していると思うんですけども、これはさっき答弁で担当課長が研究するというふうになされたので、ぜひ研究してほしいなど。一方的に高さを制限するとかそういう話ではなくて、容積率と高さの制限というものについては研究する余地があるだろうと思うので、先ほどの答弁のとおり、ぜひ動いてほしいと思っております。

事業者が法を守って建てるということは、ある意味権利だろうと思うんですけども、まちづくり条例がつけられた背景とか、風土とか、市民の意識というものがこの条例の中にあるわけですので、

ぜひとも市民がこのまちをすごく愛しているということも十分に伝えていただいて、当局には市民の側に立って、この要望をよく理解した上で対応していただきたいと思います。指導書もそのように出してほしいと思います。そして、陳情が通った折には、市長にぜひまちの責任者として行動を取っていただければというふうに思います。採択と致します。

○【香西貴弘委員長】 以上で意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午後0時32分休憩



午後1時34分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(2) 第31号議案 国立市公衆便所設置条例を廃止する条例案

○【香西貴弘委員長】 第31号議案国立市公衆便所設置条例を廃止する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 第31号議案国立市公衆便所設置条例を廃止する条例案につきまして、補足説明申し上げます。

本議案は、国立駅周辺整備事業に伴うJRとの用地交換の合意に伴い、国立駅南口公衆便所を撤去することにより、条例で設置する公衆便所がなくなることから、あらかじめ条例を廃止するものでございます。

付則でございますが、施行日を令和4年9月1日とするものでございます。

今後でございますが、旧国立駅舎東西広場・円形公園整備基本方針案におきまして、東西広場に公衆トイレを設置するとしております。

なお、4年ほど、公衆トイレがない状況となりますので、都市整備部と連携し、早期設置の検討を行ってまいります。補足説明は以上でございます。よろしく御審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 では、端的に。なくなるということについて、その周知というか、お知らせというのを事前にやったほうがいいのかなというふうに思います。そこら辺のことは、どのようにやっていくのか。

○【清水ごみ減量課長】 それでは、お答えいたします。

まず、現地の公衆便所のほうには貼り紙を出させていただいて、期限を打って、感謝の念も一言添えて、閉鎖していくということで周知しております。

また、市報とホームページについても同様に、丁寧な周知に努めているところでございます。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。そこはぜひ丁寧に行っていただきたい。

もう1つは、今後、代替で旧駅舎のところに、新たに、早期に設置をするというふうなことがありました。これはその後、ずっと続くような措置ではないと思うんですけども、この後の見通しとか、

どういうふうな形になるのか、分かれば伺いたい。

○【清水ごみ減量課長】 当面の間ということで、ごみ減量課としての考えでございますが、まず、撤去後なんです、国立駅前の駅前市民プラザのトイレ、男女、あと、多目的トイレ、大変きれいなトイレがございますので、そちらが22時まで使えるということが1つございます。

また、市民トイレ、ごみ減量課のほうで取り組んでいます、事業者さんの善意で、市民の多くの方々に使っていただけるようなトイレを開放していただいているという事業も取り組んでいますので、そういったことも進めていきたいと思っております。

また、国立駅のほうにも確認したところ、nonowaさんのほうも、不特定多数の方々に使っている現状がございますので、何ら変わりませんということは確認を取らせていただいております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 廃止された後、東西広場に造られると思います。デザイン性を考慮して一体的かつ安全性の高い空間となるようなデザイン、あるいはユニバーサルデザイン、こんなふうになっていますけれども、具体的にどういうふうになるのか、ちょっと教えてください。

○【関野国立駅周辺整備課長】 今後の公衆トイレにつきましては、デザイン性を考慮して、また安全、ユニバーサルデザインというように方針案で述べているところでございますけれども、今後、デザインアイデアコンペを実施します。この方針に基づきまして、そのコンペを経て、どういったトイレが国立の玄関口としての国立駅前にふさわしいのかというのを、今後、検討してまいりたいと考えております。

○【藤田貴裕委員】 それは外見的な話じゃなくて、個室の状況ですとか、そういう中についても、コンペの対象になると考えていいですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 外見だけではなくて、いわゆる中身、機能の部分につきましても、コンペ、あとは当然庁内で、どういったものが必要であるかということを検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。ちなみにトイレがなくなった後、朝の通勤時間帯のトイレはどうすればいいんですか。

○【黒澤生活環境部長】 先ほど、一部、ごみ減量課長から申し上げますが、現在、国立駅ロータリー周辺のコンビニエンスストア等に、市民トイレのお願い等をさせていただいておりますので、その辺りをお使いいただくか、通勤・通学で駅を使われる方につきましては、国立駅等のトイレが使えるというふうに考えております。以上でございます。

○【関口博委員】 今の廃止されるトイレの前のトイレが廃止されたというか、撤去されたというか、移設された経緯というのをちょっと教えてほしいんですけれども。

○【清水ごみ減量課長】 現在のトイレが設置されました経緯について確認させていただきましたが、平成17年3月にJR中央線の高架化工事に伴い取り壊されました前のトイレと、JR東日本さんが国立駅南口駐車場内に新たに設置し、市に寄贈されたというトイレでございます。以上でございます。

○【関口博委員】 高架化によって移設されたということなんですけれども、前のトイレ、知っている人はあまりいいイメージがなくて、国立駅の真正面のところに、デザイン性というのはまずないし、臭気とか、そういうものもあつたりしてよくなかったという評判だと私は思うんです。今のところに移って、きれいに使われているなというふうに思っていたんですけれども、今度、東西広場のところに設置するという案になっているかなと思うんです。そういう意味では、デザイン性だとか、話に聞

くと、えっ、これがトイレなのと思われるようないいデザイン性のものがあつたりということがあ
らしいんだけど、そういうことも考慮するのか。そのコンペの中からだけしか選ばれないとな
ると、いいものも出てくるだろうとは思いますが、限定されてしまう。本当にいいものというの
があればいいと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えているんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 今、委員さんがおっしゃるとおり、最近、トイレはすごくデザイン
性に富んだトイレ、結構、全国でコンペだったり、いろいろなことを、実はトイレだけでやっており
ます。ですので、今回、このデザインコンペで出てきたデザインが、もしトイレにつきまして非常に
優秀であれば、それを継続してということもありますし、もっと修正したほうがいいんじゃないかと
いうことがあれば、もっと工夫をして、市民の声を聴きながら、デザイン性に富んだ、また機能もし
っかりしたトイレを整備していきたいというふうに考えてございます。

○【関口博委員】 デザインコンペをこれからやるのは、当然、円形公園を含めた東西広場のデザイ
ンをコンペするんだろうと思うんです。一体的なデザイン性を持って提案されてくるとは思うけれど
も、やはり駅の真正面の——駅の真正面というか、大学通り真正面の駅のところに、わっ、トイレが
あるみたいな感じじゃなくて、あ、これ、何？というぐらいの驚きのあるようなデザイン性を期待し
ております。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々はここで退席をし
ていただいて結構です。

ここでお諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事
項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定を致しました。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(2) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入
ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には感染拡
大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き全庁的に感染症対策を講じつつ、業務に臨むこ
とができております。この場をお借りし、感謝を申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申しますが、こちらの経過、また、当常任委員会の所管部におけます取組状況、新型コロナウイルスワクチンの接種進捗状況等につきまして、建設環境委員会資料No.33により御説明させていただきます。

それでは、御手元の建設環境委員会資料No.33、1ページを御覧ください。初めに、国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。令和4年3月の常任委員会で御報告した以降の対策本部会議でございますが、令和4年3月から5月にかけて、月1回開催しております。3月18日の第30回対策本部会議では、東京都のリバウンド警戒期間における取組発出後の市の対応方針につきまして、都の方針に倣う形で、引き続き感染防止対策を取っていく旨を確認しております。永見本部長からは、連休が明けると蔓延防止の措置が切れることとなるが、感染力が弱まるわけではなく、多くの方が感染するという状況は続くと思われる。どこで感染するか分からない状況にあるため、感染したとしても負い目を感じることはないが、可能な限りの感染防止対策はしてほしいとの指示を頂きました。

4月25日の第31回対策本部会議でございますが、都のリバウンド警戒期間延長に伴います市の公共施設の対応、自宅療養支援室や連休中の対応について確認を致しました。この際、市の医師会長より、家庭内感染が多く、ワクチン接種対象外の5歳未満の感染者も出ているため、3回目のワクチン接種を検討してほしいとのコメントを頂いております。永見本部長からは、市内での感染者が毎日続いている状況であるため、気を緩めずに引き続き対処できるよう心がけ、事務を進めることと御指示を頂いております。

5月23日の第32回対策本部会議でございますが、都の5月23日以降の取組に伴います市の公共施設、自宅療養支援室の対応、マスクの着用等について、協議、確認を致しました。市の医師会長より、3月をピークに陽性者数、陽性率が減少傾向にある。ワクチン接種は、重症化予防の観点で意義があると言えとのコメントを頂きました。永見本部長からは、市内の自宅療養者数が3桁で推移し、入院中の方の人数が減らないことを受け止めておかなければならない。会食等も緩和されるが、感染症が終息したわけではないため、最善を尽くしながら、市民の生活、日常生活を確保するために業務に当たってほしいとの指示を頂きました。

このほか、資料にはございませんけれども、先日、6月14日に対策本部会議を開催し、市内のイベント開催時における留意事項等について、都が示しているチェックリストや注意事項を市民に分かりやすくお伝えしていくことを確認しております。対策本部会議につきましては以上でございます。

続きまして、第1回定例会以降の新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございます。

本委員会が所管する部に関しては、記載はございませんけれども、国のまん延防止等重点措置の終了などに伴いまして、4月にはさくらフェスティバル、5月にはLINKくにたちが感染防止対策を講じる中で、3年ぶりに開催されました。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。資料には、令和4年6月6日現在の新型コロナウイルスワクチン接種状況が記載してございますが、この場では、6月14日時点の数字を申し上げます。

1、追加接種、3回目の状況でございますけれども、高齢者接種実績は、接種済みの方、1万5,892名、64歳以下の接種実績、接種済みの方、3万815名、全体の接種実績として、接種済みの方、4万6,707名でございます。

続いて、第二期追加接種、4回目でございますけれども、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化予防を目的としまして、6月から実施をしているところでございます。対象となる方につきましては、3回目接種から5か月以上経過した方でございます、1つ目が、接種日時点で満60歳以上の方、2つ目として、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方、そのほか、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方でございます。

最後になりますが、令和4年6月15日発表の数字ですが、国立市民で、新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計は5,782名、療養中の方は145名でございます。市内においては、第6波以降、新規の陽性者数、療養者数は減少しておりますが、療養中の方が、いまだ150名弱いらっしゃいます。また、若い世代の新規陽性の方の発生が続いております。市民の皆様、議員の皆様方には、日常生活を取り戻しながらも、感染拡大防止に向けた基本的対策について、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、所管の範囲で行っていただきますよう、御注意願います。関口委員。

○【関口博委員】 LINKくにたちとか、さくらフェスティバル、ああいうイベント、それから、連休中の後の国立市の陽性者というのは増えるとか、そういうイベントによって増える傾向とか、そういうのはあったんでしょうか。

○【黒澤生活環境部長】 特段、確認されていないところでございます。

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか。ほかには。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【香西貴弘委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。ありがとうございました。

午後1時53分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年6月16日

建設環境委員長

香 西 貴 弘